

桑名市いじめ防止基本方針

平成26年5月

桑 名 市

目 次

はじめに	1
1 基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2) いじめの定義	
(3) いじめの理解	
(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方	
2 いじめの防止等のための施策	5
(1) 桑名市いじめ防止基本方針の策定	
(2) 桑名市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 桑名市教育委員会の附属機関の設置	
(4) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備	
(5) いじめの未然防止のための方策	
(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策	
3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
4 重大事態への対処	9
(1) 重大事態とは	
(2) 報告（第一報）	
(3) 調査の組織	
(4) 調査	
(5) 調査結果の提供及び報告	
(6) 再調査	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

桑名市は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）ならびに「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「桑名市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定するものである。

1 基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをめざして行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

（2）いじめの定義

法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義をふまえ、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」と限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（3）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果（平成25年7月）によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

(ア) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(イ) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(ウ) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(エ) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

(オ) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、市教育委員会や学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、市教育委員会や学校と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、市教育委員会や学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

(カ) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組むことが重要である。

2 いじめの防止等のための施策

(1) 桑名市いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「桑名市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

なお、市の基本方針に基づくいじめの防止等への対策が総合的かつ効果的に行われているかについては、定期的に見直しを行い、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて市の基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) 桑名市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、「桑名市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

構成は、学校、市教育委員会、市関係部局、北勢児童相談所、津地方法務局桑名支局、桑名警察署、この他専門的な知識及び経験を有する者等とする。

(3) 桑名市教育委員会の附属機関の設置

市の基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、市教育委員会に「附属機関」を設置する。

構成は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

「附属機関」の機能は、以下のとおりである。

- 市教育委員会の諮問を受け、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究、審議を行う。
- 学校におけるいじめの事案等について、市教育委員会が学校から報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。
- 重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。

なお、重大事態への対処については、「4 重大事態への対処」において、詳述する。

(4) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備

いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう電話等による相談体制の充実を図るとともに、桑名市「こども電話相談」、三重県「こどもほっとダイヤル」等の相談機関について、周知を図る。

(5) いじめの未然防止のための方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動を推進する。

特に特別活動は、生徒指導の中核的な時間であり、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成をねらいとする生徒指導を推進する上で最も関わりの深い教育活動である。特別活動では、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指しており、いじめにつながるようなトラブルなどに対しても、教職員の適切な指導の下に、児童生徒自らが進んで解決しようとする動きが、結果としていじめの未然防止につながる。

これらの認識のもと、指導主事訪問等を通して、学校の教育活動に対する市教育委員会からの指導・助言を充実させるとともに、教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

また、保護者や市民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、学校評議員会等を活用した開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図る。

なお、教職員研修や情報共有、保護者や市民への広報啓発等については、県教育委員会と連携するとともに、県や国の取組を積極的に活用する。

さらに、各校の生徒指導担当者による生徒指導協議会を開催し、いじめの問題に関する指導・助言や情報交換等を行うとともに、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関との情報交換の充実を図る。

(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、桑名市として1年3回のアンケート調査を実施し、その結果をもとに面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、市教育委員会が配置する心の教室相談員や県教育委員会の配置するスクールカウンセラー等を活用することにより、各学校の教育相談体制の充実を図る。

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組むことが大切である。その際、市教育委員会の指導主事による指導・助言を行うことはもとより、事案によっては、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携を進めるなどの支援をおこなう。

加えて、スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアに努めるほか、早急な対応を図るため、必要に応じて県教育委員会のスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との一層の連携を進めるなど、外部人材を活用して、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう学校を支援する。

また、いじめを受けた児童生徒を守るため、いじめを行った児童生徒への指導として、必要な措置を速やかに講じる。特に、事案によっては、その重大性をふまえ、学校との連携の上、出席停止措置の活用や就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応など、必要な対応を行う。

さらに、解決が難しい問題に対しては、県教育委員会のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導特別指導員等で構成される「学校問題解決サポートチーム」の派遣要請をするなど、学校に対して指導・助言を行い、必要に応じて、弁護士等の専門家とも連携して、問題解決に向け支援する。

一方、児童生徒の携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、ネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育に注力するとともに、県教育委員会と連携して問題のある書き込みを監視・削除する取組を行う。

教職員に対しては、市教育委員会が作成したいじめの早期発見・即時対応を行うための教職員用指導資料「いじめをなくすために－『かけがえのない子どもの命』を守るために－」を配布し、いじめの問題に適切に対処できる指導力の向上を図る。

3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努める。

策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで周知に努める。

なお、学校基本方針は、国や県、市教育委員会等からの指導や情報提供、日常の点検と評価などにより、継続的に見直しを図り、年度毎に更新していくものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切である。なお、必要に応じて市教育委員会が支援を行う。

主な役割としては、以下のとおりである。

- 年間計画の作成、取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証、計画・取組の修正
- 教職員の共通理解と意識の向上
- 児童生徒、保護者、地域への情報発信
- いじめの相談・通報の窓口の設定
- いじめ事案、いじめが疑われる事案への組織的な対応
情報の収集・記録・共有 事実関係の聴取・確認
指導や支援の体制、対応方針の決定 経過の記録・共有
保護者との連携・報告
- 重大事態への対応（調査、資料提供等）

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) いじめの防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切である。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

(イ) 早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に報告し、全教職員で共有するとともに、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 報告（第一報）

学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断する。

また、市教育委員会より、速やかに桑名市長及び三重県教育委員会に報告する。

(3) 調査の組織

市教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

市教育委員会が調査主体となる場合は、市教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、市教育委員会が指導・助言を行う。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。市教育委員会又は学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(5) 調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果については、桑名市長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、桑名市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。その結果については、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら市議会に報告をする。

なお、この附属機関は、市教育委員会のもとに置くものとは別に市長部局に置くものとする。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。